

沼津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

沼津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

沼津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第7条の2の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第7条の3 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして規程で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規程で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規程で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

第20条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第2項中「第7条の2」の次に「、第7条の3」を加える。

第20条の2第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2項中「第7条の2」の次に「、第7条の3」を加える。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

「提案理由」

地方自治法の一部改正等に伴い、在宅勤務等手当及び会計年度任用職員の勤勉手当に係る規定を追加するものである。